

第22期第27回網走海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和6年3月11日（月） 13時30分～14時00分
- 2 開催場所 佐呂間漁業協同組合 会議室
- 3 出席委員 横内武久、高桑康文、新谷哲也、川口和良、石館正也、
長谷川一夫、馬場浩一、阿部與志輝、大澤真人（以上9名）
- 4 欠席委員 稲葉宏剛、飯田弘明、元角文雄、石塚治、深山和彦
（以上5名）
- 5 臨席者 オホーツク総合振興局産業振興部 水産課長 米濱康文
漁業管理係長 坂東雅彦
- 6 事務局 網走海区漁業調整委員会 事務局長 渡邊修司
主 事 近藤隆嗣
主 事 竹田龍星

7 議題

- 議案第1号 固定式刺し網漁業に係る委員会指示について
- 議案第2号 定置漁業の免許申請について（答申）
- 議案第3号 特定水産資源に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（答申）
- 議案第4号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について（答申）

8 内容

事務局長	定刻となりましたので、ただ今から、第22期第27回網走海区漁業調整委員会を開催したいと思います。 初めに横内会長より、ご挨拶を申し上げます。
会長	開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。 本日は、時節柄、何かとお忙しいところ、委員の皆様はじめ、オホーツク総合振興局の米濱水産課長と坂東係長にも、ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。 さて、今年の冬は、網走の流氷着岸初日が1月22日と昨年より19日も早くなり、寒さの厳しい日が多くなるのではと考えていたところですが、2月に入り、気温が10度を超える日があるなど、これまでになく、温度の変化の激

しい冬となっております。

また昨年は、海水温が例年になく高い、いわゆる海洋熱波に見舞われるなど、陸も海も環境が大きく変化してきているように感じているところでございます。

これらから、「ほたて漁業」や「かに漁業」を皮切りに今年の漁業が本格化していくところでございますが、このような環境変化による影響を受けることが無く、豊漁であることを期待するとともに、海難事故がない事を強く願うところであります。

さて、本日の議題ですが、「固定式刺し網漁業に係る委員会指示」や「定置漁業の免許申請」、「特定水産資源の令和6管理年度当初配分案」、「知事許可漁業に係る制限措置の内容」の4件となっております。

委員の皆様には、積極的なご発言と合わせて、委員の皆様には、活発なご発言と会議の円滑な進行へのご協力をお願いします。

本日は、よろしく申し上げます。

事務局長

次に、本日の委員会にご臨席されている方々を、ご紹介します。

(隣席者紹介：米濱水産課長、坂東漁業管理係長)

次に、出席人員の報告をします。定員14名中、本日の出席委員は9名で、定足数に達していますので、本日の委員会は成立いたします。

それでは、会長を議長といたしまして、本日の議事進行をお願いします。

会長、よろしく申し上げます。

会長

それでは、これより会議に入ります。

まず、議事録署名委員の選出についてですが、慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

一同

異議なし。

会長

それでは、石館委員と阿部委員に議事録の署名をお願いします。

△議案第1号 固定式刺し網漁業に係る委員会指示について

では、これより議事に入ります。

議案第1号、「固定式刺し網漁業に係る委員会指示について」を上程します。事務局から内容を説明してください。

事務局長

議案第1号についてご説明いたします。資料をご覧ください。

表紙の「経緯」に記載されておりますとおり、当委員会の承認漁業となっております「かすべ刺し網漁業」は、タラバガニの混獲防止を図るため、昭和58年に共同漁業権漁業から除外されました。

しかし、当初の意図に反して自由漁業という扱いとなり、操業希望者が出現する事態となりました。

さらに、沖合底びき網漁業や他種漁業との調整が整わない中で、操業が続い

た結果、漁場の競合やズワイガニの混獲問題などが、発生する状況となりました。

このため、平成5年から固定式刺し網漁業の禁止を行った上で、海区承認漁業として認めるといふ委員会指示を発動し、沖合底びき網漁業との操業協定の締結などの調整を、図ってきた経過にあります。

本議案は、令和5年度の委員会指示の発動について、ご審議していただくものであります。

資料1 ページ目には「委員会指示の新旧対照表」があります。

昨年度との変更点ですが、制限期間を「令和4年度」を「令和5年度」とする年度の更新のみとなっております。

2ページから4ページ目までに、委員会指示の全文を添付しております。

5ページが委員会指示文と一体となる、かすべ固定式刺し網漁業の「事務取扱要領」の新旧対照表となっております。

こちらにも年度の修正のみとなっております、内容自体の変更はありません。

6ページ以降につきましては、かすべ固定式刺し網漁業の事務取扱要領の全文と関係様式を添付しております。

これらの資料は、昨年度と同じ内容となっております。

以上が、議案第1号 固定式刺し網漁業に係る委員会指示についての説明となります。

委員会指示の発動について、よろしくご審議願います。

会長 会長 ただ今の説明について、ご質問やご意見はありませんか。

一同 (発言なし)

会長 会長 特に無い様ですので、固定式刺し網漁業に係る委員会指についてはこの内容のとおり発動することで、よろしいでしょうか。

一同 異議なし。

会長 会長 それでは、そのように決定します。

△議案第2号 定置漁業の免許申請について (答申)

次に、議案第2号、「定置漁業の免許申請について」上程します。
事務局から内容を説明してください。

事務局長 事務局長 資料2をご覧ください。

網走海区における第15次定置漁業権につきましては、令和5年9月29日付け北海道告示第11335号で、253件の漁場計画が告示され、これに対して256件の申請があったところですが、3漁場計画に係る6件の申請が取り下げられました。

このため、250漁場に係る250件の申請は令和6年1月1日付けで免許

されたところです。

申請が取り下げられた3件の漁場については、令和5年12月12日付け北海道告示第11584号で、再度、申請期間等を告示したところ、3件の免許申請がございました。

今回、諮問されておりますのは、この3件の申請に関するものです。

表紙をめくりまして2ページ目が北海道知事からの諮問文でございます。

内容は、漁業法第69条第1項の規定により定置漁業に係る

免許申請があったことから、同法第70条の規定により海区委員会の意見を聴くものです。

なお同一の漁場に対して複数の免許申請（競願）はありませんでした。

次に、諮問を受けた当委員会での審議に係る関係法令を説明します。

資料1ページをご覧ください。

漁業法第69条第1項の規定に基づく漁業の免許申請があったときは、同法第70条により知事は海区漁業調整委員会の意見を聴く必要があります。

また、同法第71条第1項第1号から第4号には、知事が免許をしない場合が規定されておりますが、このうちの第1号に規定されている申請者の適格性については、次条第72条において、個別漁業権についての適格性を有する者でない場合が規定されています。

定置漁業権は個別漁業権となりますので、第72条第1項の第1号から第4号のいずれかに該当する場合は、適格性を有する者ではないこととなります。

第1号は、漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること、

第2号は、暴力団員等であること、第3号は、法人であって役員又は漁業法施行令で定める使用人のうちに第1号又は第2号のいずれかに該当する者があるものであること、

第4号は、暴力団員等が事業活動を支配する者であることとなっております。

この第1号から第4号のいずれかに該当する場合は適格性を有する者ではないこととなり、知事が免許をしない場合には該当することとなります。

免許をしない場合の第71条に戻りまして、第2号は、知事が公示した海区漁場計画の内容と異なる申請があった場合、同第3号は、同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがある場合、同第4号は、免許を受けようとする漁場の水面が他人の占有に係る場合で、占有者の同意がない場合と、規定されております。

なお、申請書類等による道の審査では、いずれの申請者も適格性を有する者であり、漁業法第71条第1項各号の免許をしない場合には該当しないと判断されております。

最後に、漁業権の免許申請に係る審議につきましては、漁業法第146条の規定により、「海区漁業調整委員会の委員は、自己又は同居の親族もしくは、その配偶者に関する事件については、議事に参与することが出来ない」とされておりますが、今回の諮問に関して、この規程に該当する委員はおりませんで

	<p>した。</p> <p>この後、議長の進行によりまして、漁場番号毎の申請者について、第72条第1項第1号から4号のいずれかに該当し、「適格性を有しない者」に該当するか否か、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」に該当するか否かを、ご審議いただくこととなります。</p> <p>この審議に対しましては、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について、「該当する」または「該当しない」とハッキリと発言をして頂きたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。</p>
会長	<p>それでは審議に入ります。なお、審議にあたりましては、第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について、申請者が「該当する」または「該当しない」とハッキリ発言願います。それでは、内容について事務局から説明させます。</p>
事務局長	<p>資料3ページ目、4ページが申請者一覧となります。</p> <p>これに沿って説明します。</p> <p>この申請者一覧表は、定置漁業の漁場毎に「申請者の住所・氏名」「申請態様」「申請書の添付書類」について記載されており、その下段に道の審査状況が記載されております。</p> <p>さきほど申しましたが、道の審査ではいずれの申請者も適格性を有し、漁業法第71条第1項各号の免許をしない場合には該当しないと判断されております。</p> <p>各漁場番号と申請者を読み上げますので、ご審議願います。</p> <p>まず、資料3ページ目です。</p> <p>雄さけ定置第3号及び4号は、横内 敏男ほか5名による申請でございます。</p> <p>次のページに参りまして、</p> <p>雄さけ・ます定第4号は、横内 敏男ほか5名による申請でございます。</p> <p>なお、共同申請者につきましては、雄さけ定第3号及び4号は5ページに、雄さけ・ます定第4号は、6ページの記載のとおりでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>ただ今説明のあった、雄さけ定第3号、4号、雄さけ・ます定第4号の各申請者については、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。</p>
阿部委員	<p>漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」に該当しません。</p>
会長	<p>それでは、各申請者については、該当しないということで決定します。</p> <p>以上、申請件数、さけ定置2件、さけ・ます定置1件、合計3件について審議しましたが、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条第1</p>

	<p>項の「免許の適格性を有しない者」に該当するとの発言がありませんでしたので、全申請者は、適格性があるものとして知事に答申することで、ご異議ありませんか。</p>
<p>一 同 会 長</p>	<p>異議なし。</p> <p>では、そのように決定します。</p>
<p>事務局長</p>	<p>△議案第3号 特定水産資源に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（答申）</p> <p>次に、議案第3号「特定水産資源に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」上程します。 事務局から内容を説明してください。</p> <p>議案第3号についてご説明いたします。資料をご覧ください。 特定水産資源とは、いわゆるTAC魚種のこと、毎年、各魚種の漁期等に合わせた管理年度期間の漁獲可能量を定めております。 今回は令和6管理年度の「くろまぐろ」の「小型魚」と「大型魚」、「すけとうだら」「太平洋系群」、「日本海 北部系群」、「オホーツク海南部」、「根室海峡」とするめいかの漁獲可能量の当初配分を決定するために、関係海区委員会の意見を聴く必要があることから諮問を受けております。 資料1ページが、北海道知事から網走海区漁業調整委員会への諮問文となります。 当初配分案の詳細については、振興局水産課より説明いたしますので、よろしくご審議ねがいます。</p>
<p>漁業管理係長</p>	<p>「特定水産資源に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」、諮問の内容について説明いたします。 今回の諮問の内容は、漁業法第16条第1項の規定に基づき、特定水産資源（くろまぐろ、すけとうだら、するめいか）に関する令和6管理年度における漁獲可能量を定めるにあたり、同条第2項の規定に基づき、当委員会の意見を聴くもので、対象は令和6年4月から令和7年3月までを管理期間とする「くろまぐろ（小型魚）及び（大型魚）」、「すけとうだら各系群」、「するめいか」の3魚種、定める内容は別紙1の「令和6管理年度知事管理漁獲可能量について」のとおりです。 併せて、国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更の取扱いについて、同条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、当委員会の意見を聴くものです。 まず、令和6管理年度の漁獲可能量及びその配分について、ご説明いたします。 諮問文の別紙1に知事が定め、公表しようとする知事管理漁獲可能量案をお示ししておりますが、詳細につきましては、魚種ごとに順次説明して参ります。</p>

まずは添付資料1-1 「令和6年のTACについて」をご覧ください。

これは、2月8日に開催された「水産政策審議会 資源管理分科会」を経て国から示された、スケトウダラ及びスルメイカの令和6管理年度における漁獲可能量（TAC）の当初配分に基づき「北海道」に定められた、数量の概要などを示したものです。

まず、すけとうだらの各系群については表に記載のとおりとなっております。当管内に関係する「オホーツク海南部」の資源については、「根室海峡」と同様に、ロシア水域とのまたがり資源であることから、MSYは算定されておらず、資源状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量を考慮して漁獲可能量が算定されております。

「オホーツク海南部」は、前年と同じで、令和6管理年度のTACは5万8千トン、北海道に定める数量は「現行水準」となっております。

次に、するめいかですが、冬季発生系群と秋季発生系群がありますが、TAC管理上は全国で両系群を合わせて一本の管理が行われています。

各系群の詳細については、表のとおりとなりますが、するめいかは、令和4管理年度から3年間の漁獲量固定シナリオが採択されており、

令和6管理年度は令和5管理年度と同様に、両系群の合計値の7万9千200トンが、令和6年のTACとして設定されています。

しかしながら、最新の資源評価において7万9千200トン全てを消化した場合、資源が絶滅してしまうリスクが出てきた一方で、漁獲量が直近の漁獲実績レベル(令和2から4管理年度の平均漁獲量である29,000トン)であれば、資源は増加していく見込みであることから、令和6管理年度は引き続き我が国全体のTACは7万9千200トンとするものの、5万200トンは配分を留保し、大臣管理区分（いか釣り漁業、沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業）には2万1千トン、北海道には2千400トンが配分されています。

次に、資源ごとの道内配分の考え方について説明いたします。

まずは10ページの資料1-2 【すけとうだら】をご覧ください。

「日本海北部系群」、「太平洋系群」、「根室海峡」は、国から示された数量を配分し、「オホーツク海南部」は国からの配分どおり現行水準とします。

これら配分の具体的な内容と現行水準管理区分の目安の数量は、資料1-2の別紙に基礎となる数字をお示ししていますので、後ほどお目通しください。

次に、13ページの資料1-3 【するめいか】をご覧ください。

するめいかは、令和4管理年度から、数量明示による管理へと移行しましたが、引き続き、海域や漁業種類によって管理区分を分けない総量管理とし、2,400トン全量を「北海道するめいかを採捕する漁業」に配分することとします。

なお、昨年度に現行水準から数量明示となった経緯や、漁獲が積み上がった際の国の留保からの自動配分等については、18ページの資料1-7に詳細を記載しておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

TACは大幅減となりましたが、国の留保は5万200トンと潤沢にあり、北海道は留保枠から優先的に追加配分を受けられる制度が運用されております。

加えて、速やかな留保枠からの配分の仕組みとして、一定の漁獲量の積み上がりにより予め定めた計算方法により自動的に都道府県へ配分されるルール

(いわゆる75%ルール)が規定され、令和6管理年度も引き続き運用可能となっており、5万200トンの留保枠から随時追加配分を受けることができることから、定置網等の操業に支障は生じないものと考えております。

続きまして、くろまぐろについて15ページの資料1-4をご覧ください。

くろまぐろについては、令和4管理年度に、これまでのTACを遵守することを重視した管理から、TACを有効利用する管理へと見直しを行い、令和3管理年度まで詳細に分けていた管理区分を、小型魚、大型魚それぞれで一つの管理区分による総量管理とし、法に基づく認定協定において海域別の管理を行う体制としております。

詳細な経緯と内容は17ページの資料1-6に記載しているので後ほどお目通しいただければと思います。

このため、令和6管理年度におけるTACは、国から示された北海道漁獲可能量それぞれ全量を「くろまぐろを採捕する漁業」に配分することとしておりますが、小型魚につきましては、過去の超過分の差し引きが終了したことにより、113トンが配分されております。また、大型魚は320.7トンが配分されております。

今後、令和5管理年度の繰越数量が確定し、4月下旬以降に国の留保からの追加配分がある見込みとなっております。

16ページの資料1-5として「令和5年と令和6年の配分量の比較について」を添付しておりますので参考としてください。

また、各魚種系群の水産政策審議会で説明された資源評価結果と、当初配分案に係る資料については、21ページからの参考資料1としてすけとうだら及びするめいかの資源評価結果、47ページから参考資料2として同資源の当初配分案に係る資料、65ページの参考資料3として、くろまぐろに係る当初配分に係る資料を添付しておりますので、必要に応じてお目通し願います。

最後に資料が戻りますが、4ページの別紙2、「国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更について」をご覧ください。

漁獲可能量の変更につきましては、漁業法第16条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされておりますが、これまで、くろまぐろ(小型魚、大型魚)、すけとうだら各系群及びするめいかの漁獲可能量の配分の変更にあたっては、操業に影響が出ないよう、配分の迅速性を確保するために、予(あらかじめ)行政庁の恣意性(しいせい)のない機械的な配分手法を定め、事前に関係海区漁業調整委員会の意見を聴き、同意を得ておくことで、事後報告で対応できるとされてきたところです。

各魚種系群の追加配分等の取り扱いに関しては、「2. 令和6管理年度の取扱い」(1)から(6)のとおりとなっており、いずれも、北海道資源管理方針別紙の規定に基づく、知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、迅速配分のため関係海区漁業調整委員会には事後報告で対応させていただきたいと考えております。

長くなりましたが、以上で諮問内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

会 長	ただ今説明がありました。委員の皆さんからご質問やご意見はありませんか。
一 同	(発言なし)
会 長	特に無い様ですので、この内容のとおり承認することとし、その旨、知事に答申することで、よろしいでしょうか。
一 同	異議なし。
会 長	それでは、そのように決定します。
	△議案第4号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について(答申)
	次に、議案第4号「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について」上程します。 事務局から内容を説明してください。
事務局長	議案第4号についてご説明いたします。資料をご覧ください。 議案第4号は、いるか突棒漁業(北海道沖合海域、道内者)、いか釣り漁業(北海道沖合海域・道外者)に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等についての答申となります。 これらの漁業は、資料の表紙、中段の表のとおりで許可期間が満了となることから、許可の更新が必要となりますが、漁業法の改正に伴い、都道府県知事が漁業の許可を行う場合、「制限措置の内容」及び「申請すべき期間」を公示することとされております。 この公示にあたっては事前に、関係漁業調整委員会に意見を聴かなければならないこととされていることから、資料1ページ目のとおり、北海道知事から網走海区漁業調整委員会に諮問がございました。 各漁業の制限措置の内容等については、振興局水産課から説明いたしますので、よろしくご審議願います。
漁業管理係長	知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について、説明させていただきます。 諮問する知事許可漁業は、いるか突棒漁業(北海道沖合海域、道内者)及びいか釣り漁業(北海道沖合海域・道外者)となります。 いるか突棒漁業の許可については、令和6年7月31日、いか釣り漁業の許可については、令和6年5月31日をもって有効期間が満了となります。 なお、令和6年能登半島地震の発生に伴う特措法が適用され、許可の有効期間の延長を受けた者は、令和6年6月30日までの有効期間となります。 このため、当該漁業許可に係る一斉更新(新規の許可)にあたり、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、令和

6年2月19日付け、漁管第2414号により、知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間、許可等の基準について、意見を求めるものでございます。

それでは、諮問事項であります制限措置の内容及び申請すべき期間について、説明させていただきます。

まず、4ページをご覧ください。いるか突棒漁業になります。

- (1) 漁業種類は、いるか突棒漁業。
- (2) 操業区域は、北海道沖合海域。
- (3) 漁業時期は、8月1日から10月31日まで及び翌年5月1日から6月15日までで、現許可から変更はありません。
- (4) 許可等をすべき船舶等の数は、6隻で現許可から変更ありません。
- (5) 船舶の総トン数は、20トン未満。
- (6) 漁業を営む者の資格は、北海道に住所を有する者としております。
- (7) 申請すべき期間は、令和6年6月3日から同年7月2日までとしております。

備考欄にその他、参考事項として、許可等の有効期間、申請書提出先、許可に付す予定の条件について、記載しておりますので、後ほどお目通し願います。

ただいま、説明した許可について、前回公示と今回の公示での変更点について、13ページに記載しておりますので、後ほどお目通し願います。

次に5ページから7ページをご覧ください。いか釣り漁業の道外者になります。

- (1) 漁業種類は、いか釣り漁業。
- (2) 操業区域は、記載のとおり、現許可から変更はありません。
- (3) 漁業時期は、8ページのとおり各海域ごとの期間となっており、現許可から変更はありません。
- (4) 許可等をすべき船舶等の数は、記載のとおりで、漁業調整の観点並びに既存漁業者の漁業の継続性を考慮した許可隻数としております
- (5) 船舶の総トン数は、30トン未満で、現許可から変更はありません。
- (6) 漁業を営む者の資格は、各県に住所を有する者と操業区域に面する北海道内の港（港湾又は港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であることとしております。
- (7) 申請すべき期間は、令和6年4月2日から同年5月1日までを予定しております。

備考欄にその他、参考事項として、許可等の有効期間、申請書提出先、許可に付す予定の条件について、記載しておりますので、後ほどお目通し願います。

諮問内容の説明につきましては、以上となりますので、ご審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。

会 長 ただ今の説明について、ご質問やご意見はありませんか。

一 同 (発言なし)

会 長 道から諮問された議案第4号「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請

	すべき期間等について」については、この内容のとおり承認することとし、その旨、知事に答申することで、よろしいでしょうか。
一 同	異議なし。
会 長	それでは、そのように決定します。 以上で、本日、予定していた議題は、全て終了しました。 それでは、「その他」として、委員の皆さんから、何かご発言はありますか。
一 同	(発言なし)
会 長	それでは、これで本日の委員会を終了いたします。
	終 了